

# 社会福祉法人 千尋会

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 千尋会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する者の出席に要する費用の支給は、この規程の定めるところによる。

- (1) 法人施設の開催する理事会及び監事会、評議員会
- (2) 法人施設の開催する講習会、研修会等
- (3) その他、理事会が認める事項

### (役員報酬及び費用弁償)

第2条 役員報酬及び費用弁償の額は次の各号のとおりとする。

- (1) 理事、監事、評議員 日当 10,000円（源泉後）
  - (2) 講習会、研修会等の講師  
1時間に付き2,000円または1日に付き15,000円
- 2 上記の各号に掲げるものには別に旅費（費用弁償分）の実費相当額を支給する。

### (理事長報酬)

第3条 理事長報酬として、次の役員報酬を支給する。但し 月8日 の勤務を要する。

- (1) 月 額 150,000円

### (監事報酬)

第4条 監事報酬として、次の役員報酬を支給する。但し 月4日 の指導を要する。

- (1) 月 額 35,000円

(付 則)

付 則 この規程は平成8年3月22日より実施する。

付 則 この規程は平成14年4月1日より実施する。

付 則 この規程は平成15年11月1日より実施する。

付 則 この規程は平成17年4月1日より実施する。

付 則 この規程は平成18年4月1日より実施する。

付 則 この規程は平成30年2月1日より実施する。